

令和3年(2021年)11月20日

スポーツ教室会員の皆様へ

(一財) 姫路市まちづくり振興機構
総合スポーツ会館 館長

スポーツ教室事業における気象警報の対応見直し

平素は、当機構のスポーツ教室事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、気象業務法等が改正され、特別警報等が新設運用の現状から、教室事業における警報発令の対応を見直しすることになりました。

従来は、「警報が2時間前に発令されたときは休講」とさせて頂いておりましたが、これらにより、令和4年1月1日から、「特別警報等発令のときは休講」とし、会費を減額又は還付とする対応に見直しすることになりました。

また、気象警報は、会員の皆様にインターネット・テレビ・ラジオ等によりご確認ください。

具体的な見直し内容は、当機構のホームページでご確認くださいませよう願います。

(ホームページのコピーを同封させていただきます。)

社会情勢の変化に伴う対応の見直しになりますので、ご理解ご協力願います。

【お問い合わせ先】

姫路市立総合スポーツ会館内

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構 スポーツ振興部

TEL：079-293-1321

HP：<https://himeji-machishin.jp/sports/>